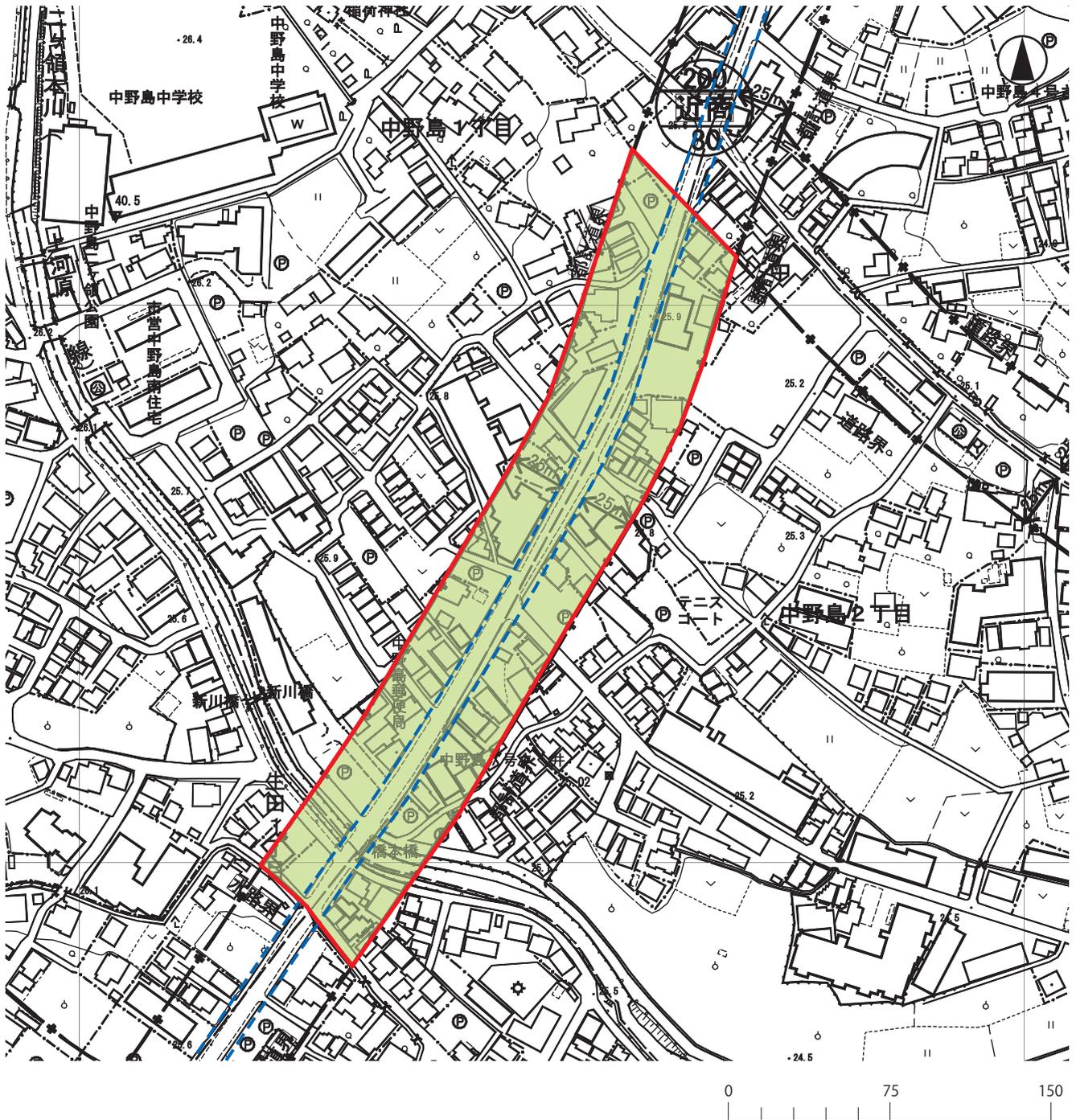


## 中野島地区地区計画

名 称	中野島地区地区計画	
位 置	川崎市多摩区中野島1丁目、中野島2丁目、生田1丁目及び生田2丁目	
面 積	約2.4ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR東日本南武線中野島駅周辺の商店街に接し、都市計画道路鹿島田菅線（主要地方道川崎府中線）に挟まれた地区で、地区内には都市計画道路中野島生田線が計画されている。今後、既存の商店街と一体化した魅力ある商店街として発展が望まれる地区であり、良好な商店街の誘導・形成を目標とする。</p>	
区域及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区は、近隣住民の利便の増進を図るため、都市計画道路中野島生田線沿いに、地区に根ざした良好な商店街の形成を計画的に誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>本地区には、商業施設等を誘導し、魅力ある商店街の形成を図るために建築物等の用途制限等必要な基準を設定する。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる事業を営む工場。（ただし、同号（4の4）、（5）又は（12）に掲げる事業を営む工場を除く。）</li> <li>2 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</li> </ol>
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	<p>住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分（当該部分に附属する階段、エレベーター、廊下、車庫等の施設を含む。）にあつては、6/10（建築基準法第53条第3項第2号の規定に該当する建築物にあつては、7/10）とする。</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図表示のとおりとする。</p>

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

# 中野島地区地区計画計画図



凡 例	
	地区計画区域
	<壁面の位置の制限> 都市計画道路3.6.4号中野島生田線の境界線